

長期欠席議員等の取扱いについて
(議員報酬等の減額、一時差止、不支給)

(「小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」制定に向けた協議経過)

令和2年12月

小 浜 市 議 会

目次

1	背景および当市議会の現状	・・・・・・・・・・ P 1～2
	(1) 議論開始の背景	
	(2) 長期欠席議員の取扱い（現状）	
	(3) その他確認事項	
2	各種協議内容	・・・・・・・・・・ P 4～10
	(1) 長期欠席議員等にかかる議員報酬等の減額規定の必要性	
	(2) 他市の規定事例の確認	
	(3) 具体的な項目に関する議論	
	議員報酬 減額算定（日割）イメージ	・・・・・・・・・・ P 11
	議員報酬 減額算定（日割）イメージ	・・・・・・・・・・ P 12
	協議経過（議会運営委員会ほか）	・・・・・・・・・・ P 13
	小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	・・・ P 14～17
	長期欠席届出書	・・・ P 18
	復帰届出書	・・・ P 19

1 背景および本市議会の現状

(1) 議論開始の背景

平成 28 年に北九州市議会の議員が、病気を理由に約 2 年 4 ヶ月間議会をすべて欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当を全額受け取っていたことが問題視されて以降、全国の市区町村議会において、長期欠席した場合に議員報酬等を減額する条例の制定（改正）が行われている。

このような状況の中、本市議会においても、本課題については、かねてから議会改革検討項目に設定をしていたところであり、今般、今後当該事案が発生する可能性を踏まえ、議員報酬等の取扱いについて議論を開始したところである。

(2) 長期欠席議員の取扱い（現状）

【身分保障】

⇒各種法令には長期欠席議員に関する規定はなく、病気等により長期欠席した場合においてもその身分は保障される（失職しない）。

身分の喪失事由は以下のとおり

- ① 任期の満了
- ② 議員の辞職
- ③ 死亡
- ④ 懲罰による除名
- ⑤ 被選挙権の喪失
- ⑥ 兼職を禁止された職への就職
- ⑦ 兼業禁止規定への抵触
- ⑧ 選挙の無効または当選の無効の確定
- ⑨ 住民による議員の解職請求
- ⑩ 住民による議会の解散請求
- ⑪ 不信任議決に基づく長による議会の解散
- ⑫ 議会の自主解散
- ⑬ 配置分合による議会の消滅

【議員報酬および支給制限】

【地方自治法】

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例*でこれを定めなければならない。

※条例は以下のとおり

【小浜市議会基本条例】

(議員報酬)

第23条 議員の報酬は、別に条例で定める。

【小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例】

⇒現在、長期欠席議員にかかる取扱いについては規定されていないため、仮に長期欠席等が発生した際にも、議員報酬等が支払われ続ける。

◎支給制限について（行政実例抜粋）

- ・欠席議員に対する報酬減額の可否

問：地方公共団体の議会の議員の報酬条例において期間を定め、その期間議会（委員会を含む）に出席しない場合には当該期間分の報酬を支給しない旨の規定を設けることができるか。

答：お見込みのとおり

◎寄附行為の禁止

疾病その他の理由により長期間市議会の会議を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退または返還することは、公職選挙法（第199条の2）に規定される寄附行為に該当するため、禁止されている。

(3) その他確認事項

【議員報酬（逐条解説より）】

非常勤の特別職（地方公務員法第3条第3項：教育委員会委員、監査委員、附属機関の審査委員など）に対する「報酬」と同じく、一定の役務の対価として与えられる反対給付（「反対給付」とは、一定の役務の提供（議員の活動）に対する対価（議員報酬）の支給を意味）であり、長その他の常勤職員等に対して支給される、「生活給」の性格を有する「給料」とは区別される。※実際は、兼業を持たない議員にとって生活給的な意味合いを持っている。



【議員の活動】

【小浜市議会基本条例】

（議員の活動原則）

第4条 議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、次に掲げる事項を活動原則とする。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの政策立案能力の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 議員相互の自由な討議を重んじ、議会の合意形成に努めること。
- (3) 一部の団体または地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

●小浜市議会（議員）の活動範囲（地方自治法、条例等に規定されている会議など）

○地方自治法規定

- ①本会議 ②委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会）
③協議又は調整等を行うための場※ ④議員の派遣 ⑤委員の派遣

※現在当議会では、協議又は調整等を行うための場（地方自治法第100条第12項）に規定されている会議等はない。

○議会基本条例

- ⑥広報委員会 ⑦政策討論会 ⑧市民との意見交換会
⑨議会報告会 ⑩各派代表者会 ⑪各種審議会（派遣）

○要綱等

- ⑫全員協議会 ⑬事務連絡会 ⑭世話人会 ⑮災害対策連絡会議

その他

- ⑯各議員活動

2 各種協議内容

(1) 長期欠席議員等にかかる議員報酬等の減額規定の必要性

全国の規定状況、議員報酬・期末手当の性質、法的根拠などの確認を踏まえ、長期欠席議員等にかかる議員報酬・期末手当の減額を行う条例の必要性について討議を実施。
※委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 議員報酬は一定の役務に対する対価（反対給付）であり、議会活動をして初めて報酬が得られる。選挙で自ら手を挙げて市民の代表になることを望んで出ている中、代表者として本会議の採決等に加わっていないことが、どのようなことかを考えなければならない。
- ・ 議員の職責が果たせない状況と市民感情も踏まえ、段階的に減額していくべき。それ以上は本人の判断となる。
- ・ 民間のように、休暇が長引いた場合は辞職するという規定があるのが一般的な認識である。議会でも職責を果たすことができない場合の規定が明記されているべきである。
- ・ 長期欠席した場合でも、公職選挙法により議員報酬等の辞退および返還はできない。報酬等の減額が行われず通常どおり支給されることで、議員としての地位にいつらくなり、辞職せざるを得なくなる。長期欠席した議員の報酬等を減額することにより、結果、議員としての身分保障につながることも考えられる。

【討議結果まとめ】

上記のとおり、委員会討議においては、「減額等の条例を規定すべき」との方向で意見が一致したことから、引き続き具体的な規定項目について討議を進めることとなった。

(2) 他市の規定事例の確認

具体的な規定内容の検討の前に、他市の事例を確認することとし、一般的また特徴的な8市の条例を中心に規定内容の比較を行った。

○参考にした市議会

【特例条例】 石川県加賀市、愛知県日進市、福島県会津若松市、福井県坂井市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県亀山市

【一部改正】 佐賀県佐賀市（佐賀県市議会議長会統一）

○確認項目

- * 上記8市の条例における主な規定項目
- * 8市のうち4市の条例文

【確認結果】

他市の条例においては、具体的な基準の差異はあるものの、長期欠席議員にかかる議員報酬等減額における規定“項目”はほぼ同様の内容となっている。一方で全国市議会議長会の調査によれば、条例が規定されている市のうち「議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における一時差

止（支給停止）」については、規定している市の割合が43%（議員報酬等の減額を規定している172市のうち74市：平成30年12月末現在）と二極化していることを確認したところである。

この状況を踏まえ、委員会においては、以下の“項目”について、その必要性和内容について議論することとした。

検討項目
①条例名 ②趣旨（規定の目的） ③長期欠席の定義・理由 ④欠席とみなす活動（会議等）の範囲 ⑤長期欠席にかかる届出の有無と始期・終期 ⑥議員報酬の減額率等 ⑦期末手当の減額率等 ⑧適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由）、 ⑨支給停止（一時差止処分） ⑩条例規定に疑義があった場合の委任

（3）具体的な項目に関する議論

各項目について、必要に応じて他市議会への聞き取りおよび市総務課（法務担当）への確認を行いつつ、以下のとおり討議を行い、委員会としての意見のとりまとめを行った。

【討議結果まとめ】

検討項目	協議結果（考え方）
① 条例名	<p>今回の規定は、療養等による長期欠席および刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留その他の（法律上の）身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬等の取扱いを規定するもので、他市の状況も参考にし、現条例の一部改正ではなく、「特例条例」で規定すべきである。また、条例名は、これまでの本市の特例条例との整合性を図る必要がある。</p> <p><u>よって、「小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とすべきである。</u></p>
② 趣旨 （規定の目的）	<p>他市においては「市民への信頼の確保を図るため」などの文言が含まれている条例があるが、本市議会では他市の一部のように長期欠席や刑事事件での勾留などが発生し、市民の信頼を損なっているわけではない。あくまでも議員として、自らが果たすべき職責を踏まえ、長期欠席した場合の取扱いを規定するものである。</p> <p><u>よって、「小浜市議会議員の果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって市議会の会議等に欠席した場合および刑事事件の被疑者または被告人として法律上の（逮捕、勾留その他の）身体を拘束する処分を受けた場合」との文言を明記すべきである。</u></p>
③ 長期欠席の定義・理由	<p>療養（病気）など、議会の会議等に出席する意思はあるが出席できないような正当な理由により欠席した場合を長期欠席の減額対象とすべ</p>

	<p>きである。他市で一部規定されている「自己都合（無断欠席など）」での欠席者に対しては、当条例による議員報酬等の削減ではなく、地方自治法第 137 条に規定する「議長による欠席者（正当な理由がない）への懲罰」や「議員辞職勧告決議」などで対応すべき。また、事件に巻き込まれての行方不明などの欠席も可能性はゼロではないが、法治国家において犯罪行為など可能性が極めて低い事由まで規定する必要はない。また、育児・看護・介護等により欠席しなければならない状況になった場合も、会議等の長期欠席（90 日）を回避するために即座に必要な対応を講じるべきであり、当条例の長期欠席の対象とすべきではない。</p> <p><u>よって、「療養等の正当な理由により長期欠席した場合」とすべきである。</u></p>
<p>④ 欠席とみなす活動（会議等）の範囲</p>	<p>法的根拠のある会議等についてはもちろんのこと、法的根拠のない各種会議なども議員として全て出席すべき道義的な責任があることを踏まえると、個人の議員活動を除く全ての会議等を欠席した場合に議員報酬の減額対象とすべきとの考えがある一方で、全国的な均衡や訴訟リスクを踏まえ、「地方自治法に規定する法的根拠のある会議等（公務）に限り、欠席した場合の減額対象とすべき」との全国市議会議長会の見解があった。</p> <p><u>よって、小浜市議会における公務である「本会議、委員会、協議または調整等を行うための場の会議*、議員派遣、委員派遣」を（長期にわたって欠席した場合の）議員報酬等の減額の対象とすべきである。</u></p> <p>※協議又は調整等を行うための場（地方自治法第 100 条第 12 項）については、現在本市議会において規則で規定している会議等はないが、今後の規則改正を見据えて事前に規定しておくこととする。</p>
<p>⑤ 長期欠席にかかる届出の有無と始期（欠席）・終期（出席）</p>	<p>事実即した長期欠席期間の算定を行うに当たり、各議員からの届出が必要である。</p> <p>よって、<u>始期：会議等を欠席した日</u> <u>終期：会議等に出席した日または届出（復帰）のあった日のいずれか早い日の前日 とすべきである。</u></p> <p>（診断書の提出） <u>療養による欠席である事実確認が必要であることから、診断書の提出も必要。</u></p>

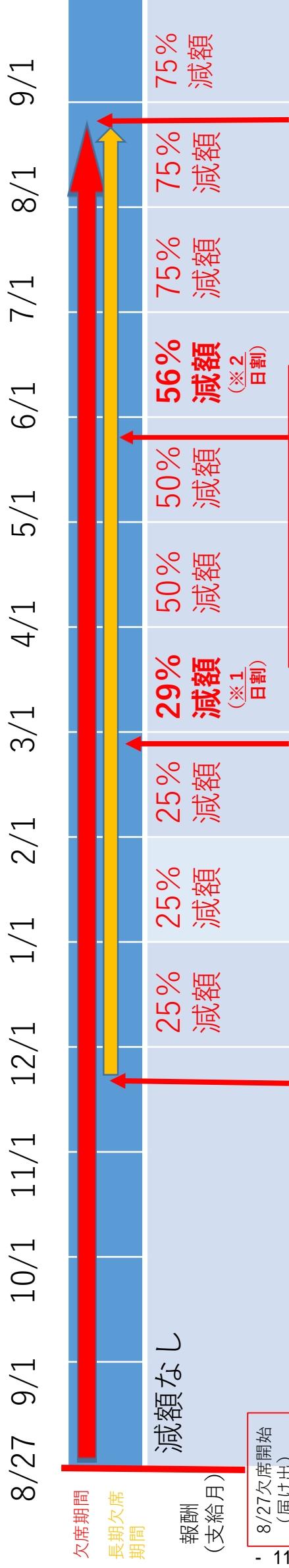
<p>⑥ 議員報酬の減額率等</p>	<p>【長期欠席の期間と減額割合】</p> <p>他市において基準（段階・減額割合など）は各々異なっており、確認した限りにおいての高い減額割合は、段階的に減額し、欠席が 365 日を超えるとときに 100%減額するものである。当市議会においても他市との均衡を著しく逸しない程度において、できる限り厳しい基準にすべきとの意見があり、段階的な減額基準においては、年間 4 回定例会が開催されることを踏まえ、4 段階（欠席期間 90 日ごと）での減額が適当である。</p> <p>よって、<u>長期欠席の期間と減額割合については、</u></p> <p><u>90 日を超え 180 日以下であるとき・・・100 分の 25</u></p> <p><u>180 日を超え 270 日以下であるとき・・・100 分の 50</u></p> <p><u>270 日を超え 365 日以下であるとき・・・100 分の 75</u></p> <p><u>365 日を超えるとき・・・100 分の 100</u></p> <p><u>とすべきである。</u></p> <p>【減額対象期間】</p> <p>届け出を必要とすること、また、全国的な基準および当市の支給にかかる事務手続きなどを勘案し、</p> <p><u>長期欠席の期間が 90 日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、長期欠席後に初めて市議会の会議等に出席した日または届出（復帰）のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用すべき。</u></p> <p>【同月において減額割合が異なる場合の日割計算】</p> <p>全国的には、日割計算を行わず、翌月から新たに高い減額割合を適用する自治体が多く、日割計算を行う自治体は少数であると思われる。しかし、議員報酬は一定の役務の対価であり、できる限り議会活動（長期欠席日数）の実績に基づく算定が好ましいと考える。</p> <p>よって、<u>減額される月の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算すべきである。</u></p> <p>議員報酬削減（日割）イメージ・・・P11のとおり</p>
<p>⑦ 期末手当の減額率等【算定基準と減額割合】</p>	<p>全国的には、基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）前 6 月において議員報酬の減額が適用された最も高い割合を期末手当においても適用する議会が多い。しかし、期末手当も役務の対価の性質を有していると考えられることを踏まえ、基準日前 6 月の長期欠席の日数に応じた算定が適切である。</p> <p>よって、<u>基準日前 6 ヶ月の長期欠席期間（90 日を超える欠席）に応じた算定（長期欠席日数を基に算定）を行うべき。この場合、基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）において、長期欠席（90 日を超える欠席）をして</u></p>

	<p><u>いるかどうかは問わないこととすべきである。</u></p> <p>期末手当削減イメージ・・・P12のとおり</p>
<p>⑧ 適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由）</p>	<p>他市を参考に、各法令等により会議等への出席が不可能な場合などについては適用除外とすべきである。</p> <p>よって、</p> <p><u>(1)福井県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例(平成 19 年福井県市町総合事務組合条例第 11 号)により認定された公務上の災害または通勤による災害</u></p> <p><u>(2)議員出産の場合(*労働基準法第 65 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)</u></p> <p><u>(3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であると医師に診断された場合を適用除外とすべきである。</u></p> <p>※育児・看護による欠席の取扱いについては、必ずしもすべてのケースにおいて、長期にわたり議会活動を欠席しなければならない理由に足りる根拠があるとはいえないことから、対象に含まない。</p>
<p>⑨ 一時差止処分</p>	<p>議員は、例えば選挙活動などにおいて、刑事事件に巻き込まれる可能性が否定できず、逮捕等された場合などの議員報酬等の取扱いを規定しておくべきである。内容は全国的な事例を参考に「議員報酬の一時差止処分および差止処分の取り消し」、「期末手当の一時差止処分および差止処分の取り消し」、「一時差止されていた議員報酬および期末手当の不支給」について規定することとし、できる限り分かりやすい文言にすべきである。また、「支給停止」ではなく、「一時差止」の表現が適切である。</p> <p>よって、</p> <p>(議員報酬の一時差止処分)</p> <p><u>議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める。</u></p> <p><u>議員報酬の一時差止めの際、既にその月の議員報酬が支払われていたときまたは支給日が差し迫っているため一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差し止めるべき額を差し引く。ただし、翌月の議員報酬から差し引くことができないときは、一時差止は行わない。</u></p> <p><u>支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。</u></p> <p>(議員報酬の一時差止処分の取り消し)</p> <p><u>議員報酬の支給を一時差し止める処分を受けた議員が、当該一時差止処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分が行われ</u></p>

	<p><u>たときまたは無罪判決(同様の効果を有する判決および決定を含む。)が確定したときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。</u></p> <p>(期末手当の一時差止処分) <u>基準日(6月1日、12月1日)の前6月以内の期間において、一時差止処分を受け公訴を提起しない処分が行われていないときは、期末手当の支給を一時差し止める。</u></p> <p>(期末手当の一時差止処分の取り消し) <u>議員報酬と同様、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員が、当該一時差止処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分が行われたときまたは無罪判決(同様の効果を有する判決および決定を含む。)が確定したときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。</u></p> <p>(一時差し止めた議員報酬および期末手当の不支給) <u>支給を一時差し止めた議員報酬および期末手当は、当該一時差止処分に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。</u></p> <p>以上の内容とすべきである。</p>
<p>⑩ 条例規定に疑義があった場合の委任</p>	<p>全国的には「条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。」や「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。」などの内容を規定するのが一般的となっている一方、会津若松市議会は「条例に基づき報酬を減額(支給停止)する権限は市長にある。その条例の疑義等について“議長が決定する”との規定は適当ではない。」との見解を示しており、当委員会でも条例の性質を踏まえ、同様の解釈を採用行った。(市総務課法務担当も同様の見解)</p> <p><u>よって、疑義があった場合の決定や委任事項において、議長が決定するなどの内容は規定すべきではない。</u></p> <p><u>また、他市の事例を参考に、⑤始期・終期、⑧適用除外などの項目において、議長が決定するとの規定を一時検討したが、最終的には、当見解を踏まえ、議長に権限が与えられるような規定は一律に行わないこととした。</u></p>
<p>その他</p>	<p><u>(端数計算)</u></p> <p><u>計算した議員報酬等の額に1円未満の端数があるときは切り捨てるべき。</u></p>

	<p><u>(減額等の効力)</u></p> <p><u>当条例で議員報酬等を減額、一時差し止め、支給しないこととされた議員が再び議員の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばないこととすべき。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>条例の各項目の語尾の表現について、「ものとする。」などではなく、言い切る表現にすべきである。※(趣旨)を除く。</u></p>
--	--

～8月27日（9月議会初日）から翌年8月21日まで（360日間）長期欠席したケース～



※1 3月に支払う報酬の減額（割合）算定
 $350,000円 \times \frac{23}{28} \times 25\% = 71,875円$ ①
 （2月1日～23日の減額適用）
 $350,000円 \times \frac{5}{28} \times 50\% = 31,250円$ ②
 （2月24～28日の減額適用）
3月の減額 ⇒ ① + ② = 103,125円（約29%減）

※2 6月に支払う報酬の減額（割合）算定
 $350,000円 \times \frac{23}{31} \times 50\% = 129,838.709円$ ①
 （5月1日～23日の減額適用）
 $350,000円 \times \frac{8}{31} \times 75\% = 67,741.935円$ ②
 （5月24～31日の減額適用）
6月の減額 ⇒ ① + ② = 197,580.644円
≒ 197,580円（約56%減）

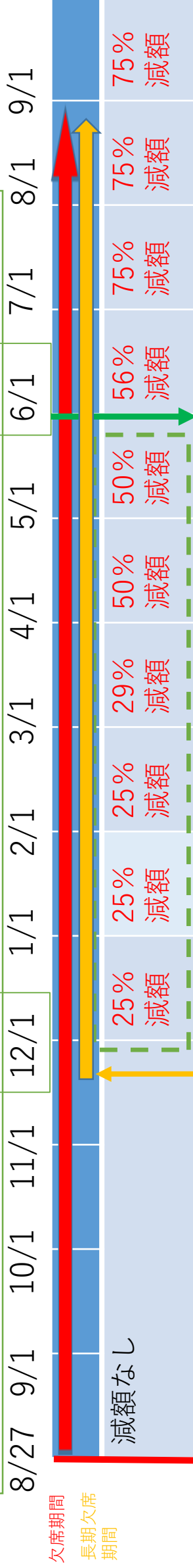
※減額後の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

一 期末手当の減額算定イメージ

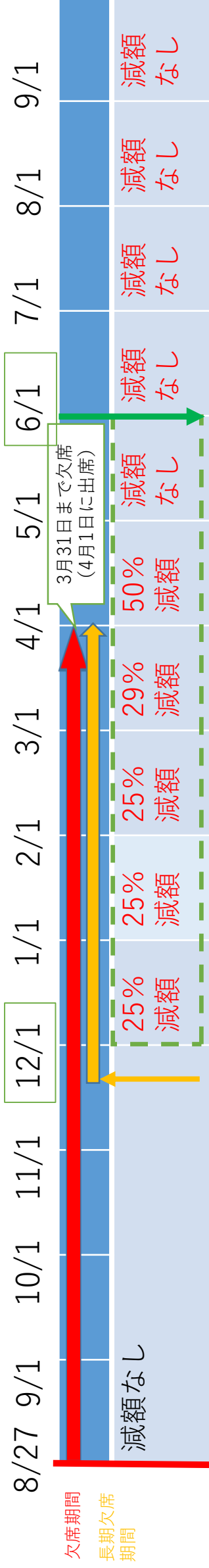
基準日前6ヶ月の長期欠席期間（90日を超える欠席）に応じた算定 * 長期欠席日数（90日を超える日数）を基に算定

※減額の有無について、基準日（6月1日、12月1日）において、長期欠席（90日を超える欠席）をしているかどうかは問わない。

6月の算定ケース1：前6ヶ月全て（12月1日～5月31日）長期欠席している場合



6月の算定ケース2：前6ヶ月のうち12月1日～3月31日までの期間（121日間）長期欠席している場合



※減額後の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

◎長期欠席議員の議員報酬等の取扱いにかかる協議経過（議会運営委員会 ほか）

協議日	内 容
R2. 7. 29	全国の規定状況、議員報酬・期末手当の性質、法的根拠などの確認を踏まえ、長期欠席議員等にかかる議員報酬・期末手当の減額を行う条例の必要性について討議を実施。減額等の規定を設けるべきとの意見で一致したことから、具体的な内容について議論を進めることとした。
R2. 8. 17	※各項目の規定内容について協議開始 ・長期欠席の定義、理由 ・欠席とみなす活動の範囲
R2. 9. 4	・長期欠席の定義、理由 ・欠席とみなす活動の範囲 ・長期欠席にかかる届出の有無と始期、終期（診断書の提出） ・議員報酬の減額率等【長期欠席の期間と減額割合】、【議員報酬の減額対象期間】、【同月において減額割合が異なる場合の日割算定】
R2. 10. 2	・議員報酬の減額率等【同月において減額割合が異なる場合の日割算定】 ・欠席とみなす活動（会議等）の範囲 ・適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由）
R2. 10. 13	・期末手当の減額率等【算定基準と減額割合】 ・欠席とみなす活動（会議等）の範囲 ・適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由）
R2. 10. 28	・期末手当の減額率等【算定基準と減額割合】 ・議員報酬、期末手当の一時差止処分（支給停止）
R2. 11. 2	・欠席とみなす活動の範囲 ・適用除外 ・議員報酬、期末手当の一時差止処分（支給停止）
R2. 11. 9	・欠席とみなす活動の範囲 ・適用除外 ・一時差止処分（支給停止）（議員報酬・期末手当） ・条例規定に疑義があった場合の委任 ・条例名 ・趣旨（目的） ※今後の進め方について
R2. 11. 13	・適用除外 ・議員報酬、期末手当の一時差止処分（支給停止） ・条例規定に疑義があった場合の委任 ・条例名 ・趣旨（目的） ※条例に規定する内容についての協議終了。
R2. 11. 24	【政策討論会（全議員）】 ※議会運営委員会の考え方を共有後、議員間討議を実施。
R2. 12. 8	政策討論会における討議内容の確認、整理 ・端数計算 ・減額等の効力 条例（案）
R2. 12. 15	条例（案）
R2. 12. 18	【本会議】条例（案）提出、可決（全会一致）
R2. 12. 22	条例公布

小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小浜市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合および刑事事件の被疑者または被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬および期末手当の支給に関し、小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成20年小浜市条例第24号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 市議会定例会および臨時会の本会議

イ 小浜市議会委員会条例（平成3年小浜市条例第21号）により設置された委員会の会議

ウ 小浜市議会会議規則（昭和42年小浜市議会規則第1号）第97条に規定する委員会による委員の派遣

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議または調整を行うための場の会議

オ 地方自治法第100条第13項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、療養等の正当な理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書により議長に届け出なければならない。

3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添えなければならない。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる減額割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。

区 分	減額割合
長期欠席の日数が90日を超え180日以下の期間	100分の25
長期欠席の日数が180日を超え270日以下の期間	100分の50
長期欠席の日数が270日を超え365日以下の期間	100分の75
長期欠席の日数が365日を超える期間	100分の100

2 前項の規定は、議員が、市議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。)から、市議会の会議等に出席した日または前条第2項の規定による届出のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月(以下「減額月」という。)の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第5条 議員報酬等条例第4条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)の前6月以内の期間において長期欠席があるときの期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき期末手当の額から、基準日の前6月の期間の現日数を基礎として、当該基準日の前6月以内の期間における長期欠席の日数(市議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超えるものに限る。)に応じて日割りにより計算して得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は長期欠席の日数に含まない。

- (1) 福井県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例(平成19年福井県市町総合事務組合条例第11号)により認定された公務上の災害または通勤による災害
- (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項または第2項(ただし書を除く。))に規定する産前産後の期間に限る。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者または無症状病原体保有者である場合

(議員報酬の一時差止処分)

第7条 議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けたときは、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項の議員報酬の一時差し止めの際、既にその月の議員報酬が支払われていたときまたは支給日が差し迫っているため一時差し止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差し止めるべき額を差し引く。ただし、翌月の議員報酬から差し引くことができないときは、前項の規定は適用しない。

3 前2項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

4 第1項本文の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた議員が、当該一時差止処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分が行われたときまたは無罪判決(同様の効果を有する判決および決定を含む。)が確定したときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

(期末手当の一時差止処分)

第8条 議員が基準日の前6月以内の期間において、一時差止処分を受け公訴を提起しない処分が行われていないときは、議員報酬等条例第4条の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分について準用する。

(一時差し止めた議員報酬および期末手当の不支給)

第9条 第7条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により支給を一時差し止めた議員報酬および期末手当は、当該一時差止処分に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(端数計算)

第10条 この条例の規定により計算した議員報酬および期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第11条 この条例の規定により議員報酬等を減額し、一時差し止め、または支給しないこと（以下この項において「議員報酬等の減額等」という。）とされた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条関係)

長期欠席届出書

年 月 日

小浜市議会議長 様

議員氏名：

代理人氏名：

続 柄：

連 絡 先：

小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 長期欠席理由 療養（病名： ）

備考：

3 添付書類 診断書 その他（ ）

※当届出書は長期欠席（90日を超える欠席）する（見込み）こととなった場合に提出すること

(小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条関係)

復帰届出書

年 月 日

小浜市議会議長 様

議員氏名

年 月 日から議会活動等に復帰しますので、小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第2項の規定により届け出ます。